

第5章 計画の推進体制

第2次防府市図書館サービス振興基本計画に実効性を持たせるためには、学校教育、社会教育、家庭教育推進の関係者、学識関係者、図書館利用者と、市立図書館・学校図書館等の実務担当者及び図書館行政関係者とが連携・協力して推進体制を整備し、計画の進行管理を定期的に行うことが重要になります。

1 推進体制の整備

学校教育、社会教育、家庭教育推進の関係者、学識関係者、公募委員が一体となって、建設的な計画推進について助言します。

本計画の実施にあたっては、上記関係者で構成する「図書館協議会(注21)」と市立図書館・学校図書館等の実務担当者及び図書館行政関係者とが連携・協力して推進していくこととします。

2 計画の進行管理

年度ごとに個々の事業目標等を設定し、計画に基づく施策や取組の実施状況について「図書館協議会」において点検・評価をし、効果的・効率的な実施を図ります。

また、計画の達成状況や施策事業の進捗状況等を、毎年度報告書に取りまとめるとともに、市ホームページ上に掲載するなど広報活動に努め、市民との情報の共有を図ります。

3 財政上の措置

この基本計画において示した各種の取組に実効性を持たせるため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

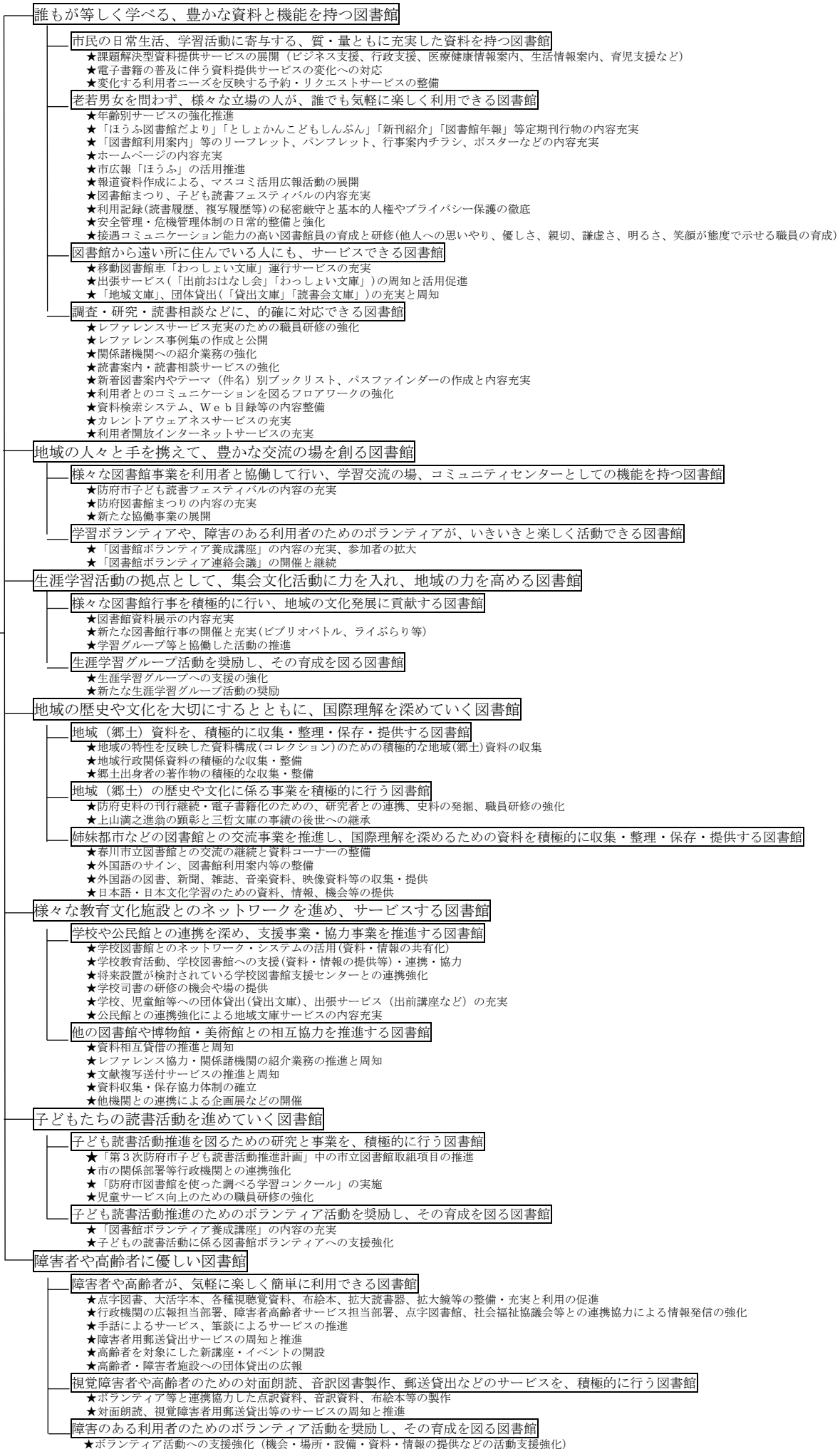
(注 21) **図書館協議会**：公立図書館が、図書館法第14条に基づき、設置することができる機関。
館長の諮問に応じたり、図書館の行うサービスに対して意見を具申するための機関。

第2次防府市図書館サービス振興基本計画体系

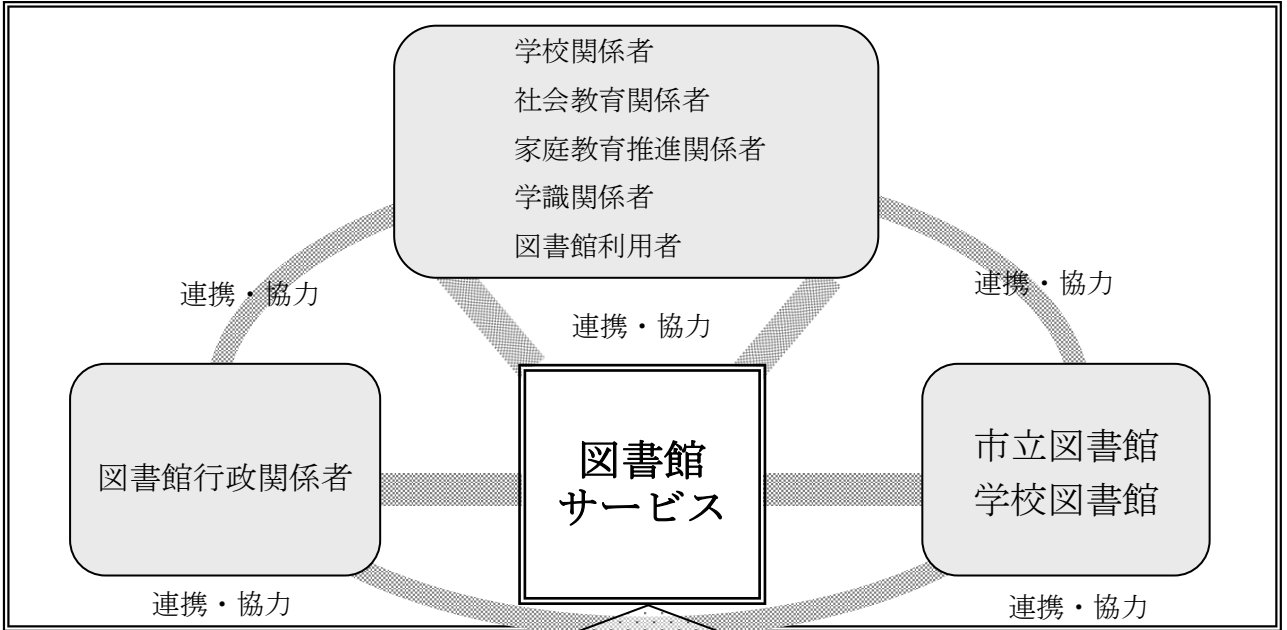
計画の推進体制

- ◎ 推進体制の整備
- ◎ 計画の進行管理
- ◎ 財政上の措置

「私たちの目指す図書館像—防府図書館の任務と目標—」の理念のもとに



推進体制図



↑
推進

